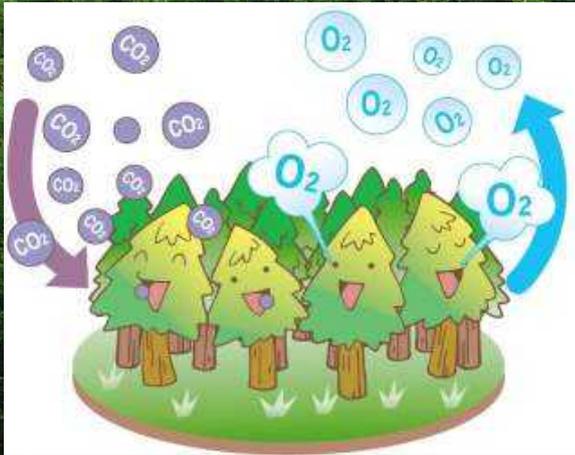


# 秋田県産材利用促進CO<sub>2</sub>固定量認証制度

自宅、社屋、店舗の二酸化炭素固定量を算定してみませんか？



木材をいっぱい使った建物は第2の森林に！

木材を利用した建物等のCO<sub>2</sub>固定量を県が認証します。

制度の目的

木材利用が地球温暖化防止や森林の多面的機能の持続的な発揮につながることを認識を高め、一般住宅だけでなく店舗等の非住宅分野の県産材利用を促進します。

認証対象とする建物等

平成25年度以降に完成した県内及び県外の事業所・店舗等・木造公共建築物・住宅で、県産材を2m<sup>3</sup>以上使用した建物等※。  
(※内外装木質化等も含まれます。)

申請者

建築主、建物等の取得者、あきた材パートナー※  
(※県外においてあきた材の利用に取り組む工務店、住宅メーカー等でパートナー登録した者。)

認証のメリット

知事による認証書を交付します。  
第三者による認証で、地球温暖化防止等へ貢献度を確認できるとともに、企業等のイメージアップや社会活動の証しとしてPRできます。

申請様式

申請に必要な様式は、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」からダウンロードできます。

## CO<sub>2</sub>固定量のイメージ

CO<sub>2</sub>固定量が10トン(スギ材として15m<sup>3</sup>に相当)あれば

○家庭1世帯が排出するCO<sub>2</sub>量の約2年分に相当 (5.06トン/年)

○自家用車1台が排出するCO<sub>2</sub>量の約4年分に相当 (2.3トン/年)

○人間1人が呼吸により排出するCO<sub>2</sub>量の約31年分に相当 (0.32トン/年)

<資料出所：国立環境研究所、林野庁>

## 申請・問い合わせ先

秋田県 農林水産部 林業木材産業課 木材利用推進チーム

〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1 TEL：018-860-1915

E-mail：rinsan@pref.akita.lg.jp